

○サイバー事案特別指定対処官運用要綱

令和 7 年 3 月 19 日

サ 対 第 8 6 号

警 察 本 部 長

サイバー事案特別指定対処官運用要綱の制定について（通達）

この度、高度化するサイバー事案に的確に対処するため、サイバー事案対処官等運用要綱の制定について（令和 5 年サ対第178号）の全部を別添のとおり改正し、令和 7 年 4 月 1 日から運用することとしたから、誤りのないようにされたい。

別添

サイバー事案特別指定対処官運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、サイバー事案特別指定対処官の適正かつ効果的な運用を図るため、サイバー事案特別指定対処官の指定、運用等に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

サイバー事案特別指定対処官は、サイバー事案（警察法（昭和29年法律第162号）第5条第4項第6号ハに定めるものをいう。以下同じ。）その他コンピュータ及びコンピュータ・ネットワークに関する専門の知識、技能等を必要とする事案（以下「サイバー事案等」という。）への対処のほか、サイバー事案等に係る職員への指導、助言等を行い、サイバー事案対処能力の向上に資する活動を行うことを任務とする。

第3 指定等

1 選考及び指定

- (1) 生活安全部サイバー局サイバー対策課長（以下「サイバー対策課長」という。）は、サイバー空間の脅威への対処に係る能力検定（以下「サイバー検定」という。）の上級を取得している職員、警察庁の行う解析能力認定のスペシャリスト以上に認定された職員又はこれらと同等の能力を有するとサイバー対策課長が認めた職員について、当該職員の配置所属の長と協議の上、適格者を選考するものとする。
- (2) 警察本部長は、前記(1)の規定による選考に基づき、サイバー事案特別指定対処官を指定するものとする。

2 通知

サイバー対策課長は、サイバー事案特別指定対処官の周知及びその活用を推進するため、サイバー事案特別指定対処官名簿（別記様式）を作成し、各所属長に送付するものとする。

第4 指定の解除等

1 指定の解除

- (1) サイバー対策課長は、サイバー事案特別指定対処官として運用が困難と認めるときは、当該サイバー事案特別指定対処官の配置所属の長と指定の解除について協議し、その必要を認めたときは、警察本部長に指定の解除を申請するものとする。
- (2) 警察本部長は、前記(1)の規定による申請に基づき、サイバー事案特別指定対処官の

指定を解除するものとする。

2 通知

サイバー対策課長は、前記 1 の規定により、サイバー事案特別指定対処官の指定が解除されたときは、その旨を当該職員の配置所属の長に通知するものとする。

第 5 運用

所属長は、自所属のサイバー事案特別指定対処官について、サイバー事案等への高度な対処能力を有する人材として、サイバー事案等への対処、職員への教養等に際し、部門にかかわらず積極的に運用するものとする。

第 6 派遣等

1 派遣要請

所属長は、サイバー事案等の対処において必要とするときは、原則として電話により、サイバー対策課長を経てサイバー事案特別指定対処官の派遣を要請するものとする。

2 選定

サイバー対策課長は、前記 1 の派遣要請に基づき、サイバー事案特別指定対処官の派遣の必要を認めるときは、適任者を選定するものとする。

3 派遣

警察本部長は、サイバー事案等の対処において必要があると認めるときは、前記 2 で選定されたサイバー事案特別指定対処官の配置所属の長に対し、当該サイバー事案特別指定対処官の派遣を命じるものとする。

4 指揮権

派遣されたサイバー事案特別指定対処官は、警察本部長が特に命ずる場合を除き、派遣先所属の長の指揮下に入るものとする。

第 7 教養訓練

サイバー対策課長は、サイバー事案特別指定対処官の技能向上のための教養及び訓練を計画的に実施するものとし、サイバー事案特別指定対処官の配置所属の長は、自所属のサイバー事案特別指定対処官を、当該教養及び訓練に参加させるなどして、サイバー事案対処能力の維持向上に努めるものとする。

第 8 細部事項

この要綱に定めるもののほか、サイバー事案特別指定対処官の指定、運用等に関する細部

事項については、サイバー対策課長が別に示す。

実施日

この通達は、令和7年4月1日から実施する。

別記様式（第3 関係）

年 月 日現在

サイバー事案特別指定対処官名簿

[illegible]